

日本の針路、この考えはどうだ！

日本の社会的課題と克服

『人々は犯罪・非行少年をどう捉えるか』

京都大学教育学部教育科学科3年

上嶋 美紀

目 次

梗概	17
1. 社会学的理論の展開から見る犯罪・非行少年観	17
2. 市民の犯罪・非行少年観	19
3. 現場の支援者の犯罪・非行少年観	23
4. 学生ボランティアと犯罪・非行少年の関わり	24
おわりに	29

梗概

2022年4月の成人年齢引き下げに合わせて改正された少年法が施行されてから、2年近くが経つ。改正少年法は犯罪行為をした18、19歳を「特定少年」と位置づけ、家庭裁判所から検察官送致となる対象事件を拡大したり、起訴後の実名報道を可能にしたりした。これにより18、19歳の少年事件は事実上厳罰化されたといえる。

一方で、少年法の目的は少年の健全育成であり、刑罰を科すことよりも立ち直りに向けた配慮を重視している。すなわち法は少年を、大人よりも精神的に柔軟であり、犯罪・非行から更生し社会復帰できる可能性の高い存在であるとみなしているといえよう。この少年法の理念と、近年の少年法改正やその背景にある厳罰化志向の世論は、相反しているのではない。双方の間で犯罪・非行少年の捉え方に違いがあることを踏まえ、本論文では、人々が少年に対して抱くイメージや意識について明らかにする。

1～3章ではそれぞれ、①社会学的理論の展開から、②市民の立場から、③支援者の立場から見た犯罪・非行少年観について論じる。その後4章では、筆者が所属する更生保護ボランティア団体「BBS会」の活動に際して行ったアンケート調査をもとに、少年と学生ボランティアの関わりについて分析する。

本論文の結びは、日本の針路として、少年の立ち直りを応援できる社会への転向を提言するものである。少年が犯罪や非行から立ち直るためには、少年個人の反省と償いだけでなく、社会全体でそのプロセスを支援し、もう一度社会に包摂することも必要である。

1. 社会学的理論の展開から見る犯罪・非行少年観

犯罪や非行を対象とする学問分野には法学、心理学など様々なものがあるが、本論では社会的なアプローチを試みる。犯罪社会学の分野の中から、今日の研究にも多くの影響を与えている、20世紀にアメリカで提唱された理論を整理する。

なお分析に当たって、矢島（2020）¹の枠組みを参考にした。

緊張理論・ラベリング理論

① アノミー論

マートン (Merton, 1957) によると、犯罪とは、いくら望

んでも合法的には叶えられない文化的目標を、非合法的な手段によって埋め合わせようとするものである。²例えば、下流階層の人々が富の獲得（文化的目標）を労働（制度化された手段）によって達成できないとき、犯罪行為によってそれを目指そうとすることがある。このとき、目標と手段の乖離を埋め合わせる行為が犯罪である。その後日本において米川（1996）による学歴アノミーの分析³が行われるなど、低階層や貧困から低学歴へと論じられる要因に変容は見られるものの、これらアノミー論で描かれているのは「社会の犠牲者としての犯罪者」という犯罪・非行少年観である。

② 非行サブカルチャー論

ローエン（Cohen, 1955）の提唱した非行サブカルチャー論⁴は、アメリカの中流階層の価値体系に対抗する文化としての、非行集団に特有のサブカルチャーの形成と伝達を論じたものである。下流階層の非行少年たちはこの対抗文化に従い、非行集団内部での地位獲得のために犯罪に走ると主張する。これは文化と社会構造との関係を分析する点でアノミー論と関連する。

③ ラベリング理論

ベッカー（Becker, 1973）のラベリング理論⁵では、「犯罪

があるから法律がある」という既存の学問権威に対立し、「法律があるから犯罪がある」という論理を打ち立てた。ベッカーによると、社会集団は、これを犯せば逸脱となるような規則をもうけ、それを特定の人々に適用し、彼らにアウトサイダーのラベルを貼ることで逸脱を生み出す。ここには、司法・権力者側からレッテルを貼られた「アンダードッグ」としての犯罪者像がある。

コントロール理論

① ボンド理論

ハーシ（Hirschi, 1969）は、「なぜ、大半の子どもたちは非行に走らないのか」を説明する。⁶ボンドには他者への愛着（attachment）、目標達成のために個人が積み重ねてきた投資（commitment）、慣習的活動に巻き込まれていること（involvement）、規範や道徳への信念（belief）の四つがある。これらのボンドが犯罪や非行の抑止要因となっている。すなわち、このボンドの統制力が弱まったときに、人々は犯罪や非行に向かうことになる。

② セルフコントロール理論

ハーシはゴッドフレッドソンとの共著（Gottfredson, Hirschi, 1990）において、セルフコントロール理論⁷を提唱す

る。この理論は、人間は自身の利得や快楽を追求する存在であるとの前提で構築されており、自己をコントロールする力が低く、十分に統制できなかった結果、犯罪やそれと類似の行動がもたらされるという主張が展開されている。この論では、ミクロ次元での社会心理学的アプローチが行われている。

小括

緊張理論（アノミー論、非行サブカルチャー論）やラベリング理論では、社会・文化構造レベルから見た全体社会や個人の外部の要因の理論化を行っている。一方、コントロール理論（ボンド理論、セルフコントロール理論）では、個人レベルから見た個人間の関係性や内面の要因の次元の理論化を行っている。

すなわち、犯罪・非行少年観を社会学的理論の展開から概観すると、この2つの分類ができると考えられる。前者は「弱い少年像」（構造によって行動が因果的に決定される受動的な存在）、後者は「強い少年像」（周囲の環境からの影響は受けるが、その上で自由意志に基づいて行動を決定する自律的存在）に基づいた理論を展開している。

2. 市民の犯罪・非行少年観

前章で挙げたハーシのボンド理論は「人は本性として悪であり、何もしないで成長すればおのずと犯罪者になる」という前提、すなわち性悪説に立っている。⁽¹⁾ また、コーエンとフェルソン（Cohen, Felson, 1980）の日常活動理論やケリングとコールズ（Kelling, Coles, 1996）による割れ窓理論に代表される環境犯罪学は、誰もが犯罪をする危険性を潜在的に持つという前提で理論化されている。

これらの理論の背後仮説としての性悪説は、市民の犯罪・非行少年観と合致しているのだろうか。JGSS-2018「日本人の姿 JGSS にみる意識と行動」¹⁰ には、「人間の本性について、あなたはどのようにお考えですか」という質問項目がある。「人間の本性」の変数は、人間の本性が「善」「悪」7段階のスケールで示されている。分析するにあたって、「善」寄りの3つを選んだ層を性善説グループ、中間の1つを中間的グループ、「悪」寄りの3つを性悪説グループとした。

2018年の調査において、性善説グループは46・8%、中間的グループは34・7%、性悪説グループは17・7%（図1）であり、性悪説が日本人に浸透しているとはいえない。すなわちこれらの社会学的諸理論と市民の犯罪・非行少年の

1135. OP7GDEVO 人間観(一般):人間の本性

人間の本性について、あなたはどのようにお考えですか。番号（１～７）を１つ選んでください。

コード ²		2000	2001	2002	2003	2005	2006	2008	2010	2012	2015	2017	2018
1	人間の本性は本来「悪」である	3.1	2.2	2.0	2.2	2.2	2.2	2.4	2.4	2.1	2.5	3.2	2.6
2	・	3.9	3.3	3.2	3.3	3.2	2.9	3.4	3.7	3.5	3.1	4.6	3.5
3	・	9.6	9.8	9.8	8.9	10.3	10.0	9.3	9.9	10.7	11.7	12.6	11.6
4	・	34.0	33.7	34.4	35.1	34.9	34.8	34.5	32.4	35.2	34.5	33.9	34.7
5	・	21.3	20.6	20.9	21.7	22.2	22.9	21.6	23.5	23.4	24.2	24.7	24.5
6	・	16.3	16.7	17.3	17.1	15.9	15.8	16.7	16.2	15.2	16.2	13.3	15.4
7	人間の本性は本来「善」である	10.4	11.4	11.3	11.0	9.8	9.5	10.5	10.7	8.1	6.0	5.9	6.9
9	無回答	1.4	2.4	1.1	0.7	1.5	1.9	1.5	1.2	1.9	1.8	1.7	0.8
n		2893	2790	2953	1957	2023	2124	4220	2507	4667	2079	744	1916
8	非該当												

図 1 「日本人の姿 JGSS にみる意識と行動」：人間観

出典：大阪商業大学 JGSS 研究センター、2018,「JGSS-2018G」

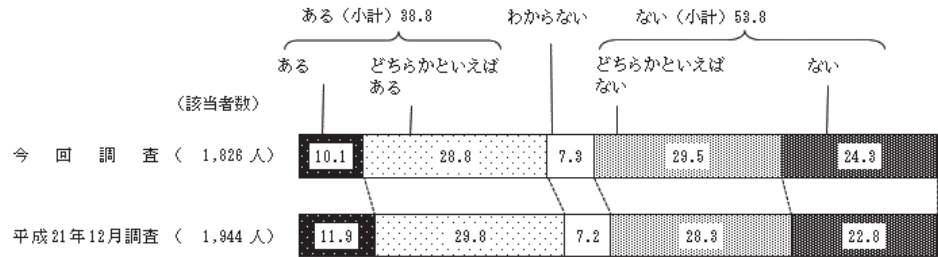


図 2 更生保護への参画意識

出典：内閣府、2015, 基本的法制度に関する世論調査（平成 26 年 11 月調査）

捉え方には一定の乖離があると考えられる。

では、市民は犯罪・非行をどう捉えているのだろうか。

市民の犯罪・非行少年との関わり

岡邊（2022）によると、2010年代以降の立ち直り支援のための中心的な場は地域社会に設定されている。しかしながら、地域市民の更生保護に対する意識は必ずしも高くない。

内閣府世論調査（2015）によると、「犯罪をした人の立ち直りを支援し、再犯を防止する更生保護活動に協力したい気持ちはあるか」聞いたところ、「ある」とする者の割合が38・8%、「ない」とする者の割合が53・8%となっている（図2）。

また翌年の同世論調査で、「あなたの住む地域では、少年非行の防止のために大人が少年との関わりを持つていると思うか」聞いたところ、「持つていると思う」とする者の割合が28・7%、「どちらともいえない」と答えた者の割合が31・9%、「持つていないと思う」とする者の割合が34・2%となっている（図3）。

また「少年非行を防止するために、特に大きな役割を果たすのはどれか」聞いたところ、「家庭」と答えた者の割合が

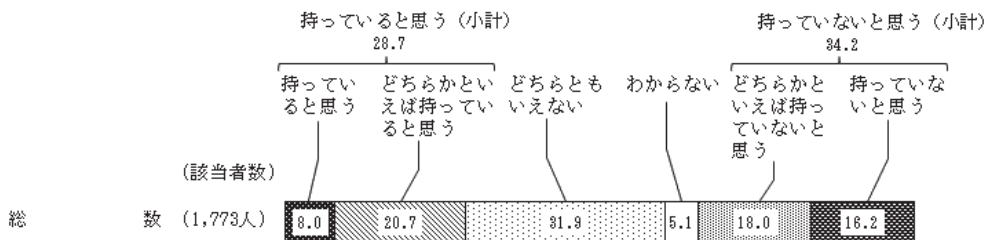


図3 少年非行防止のための大人の少年への関わり

出典：内閣府，2015，少年非行に関する世論調査（平成27年7月調査）

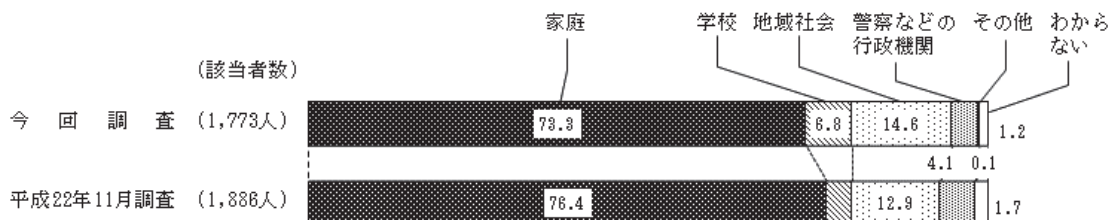


図4

出典：内閣府，2015，少年非行に関する世論調査（平成27年7月調査）

73・3%と、最も多くなっている（図4）。

世論調査の結果からは、そもそも更生保護に参加したいと思う人は多くなく、実際に立ち直り支援や再犯防止活動を含む少年との関わりが地域において十分に行われていないか、行われていても広く認知されていないことがわかる。また、少年非行防止の役割は地域社会ではなく家庭にあるとの認識が非常に高いと理解できる。

少年犯罪の増加・凶悪化の認知と厳罰化の世論

地域における犯罪・非行少年への関心が薄い一方で、ここ10年間で日本の治安に関し、「悪くなったと思う」と回答した人は全体の67・1%を占めている¹⁴。少年非行に関する意識に限定すると、2015年のものではあるが、内閣府世論調査において「実感として、おおむね5年前と比べて、少年による重大な事件が増えていると思うか」聞いたところ、「増えている」とする者の割合が78・6%、「変わらない」と答えた者の割合が16・8%、「減っている」とする者の割合が2・5%となっている。こうした少年犯罪の増加・凶悪化の認識を背景に、少年法の適用年齢下げについては、新聞各社が行った世論調査によると、いずれも「賛成」が「反対」を大きく上回る結果となっている¹⁵。こうした世論の後押しもあり、18歳、19歳の少年を「特定少年」と位置づけ、家庭裁

判所が検察官に逆送する対象を拡大する改正少年法が2022年に施行された。

一方で少年による刑法犯の検挙人員は、2004年以降、2021年まで一貫して減少していた(2022年には19年ぶりに前年比2・5ポイント増加している)¹⁶ことから、少年犯罪は体感治安とは裏腹に、実際には凶悪化、増加しているわけではないことがわかる。

犯罪・非行少年に対する「理解不能」イメージ

1980年代半ばから現在に至るまでの少年犯罪には、とりたてて問題がないと思われていた少年がいきなり重大な非行を行う、いわゆる「いきなり型」という特徴があることが指摘されている。¹⁷そのような動機の不明確性を背景として、メディア報道の中では少年犯罪者の「心」が焦点化され、その「心」が「理解しきれないもの」「わけのわからないもの」であることを表わす言葉として「心の闇」という表現が多用されるようになった。¹⁹

このように、犯罪不安の高まりや少年法の厳罰的な改正の背後には、「子どもの意図や行動を把握することは困難である」という子どもイメージが存在した。あるリスクが理解しやすいものであるかそうでないかはリスク知覚の高低を左右する重要な要素であることが示されている。²⁰したがって、

犯罪・非行少年について理解できないというイメージを持つほど、そのような理解のできない存在である彼らによってなされる犯罪・非行のリスクを高く知覚し、不安を感じる。²¹

小括

地域における犯罪・非行少年への関わりに対する市民の意識は薄く、特に年長少年に関しては保護するよりも罰するべき存在であるとの認識が強い。また新聞やニュースなどで報じられる際にも、犯罪・非行少年自身もしくは親に責任の所在があるとの語り口が多いように感じる。これは非行防止役割・責任の多くが家庭に負わされているとの世論調査の結果とも一致する。令和5年版犯罪白書では、非行少年の生育環境等を踏まえた処遇の在り方として「修学支援」「就労支援」「地域における支援」、「小児期逆境体験を考慮した処遇」の4つが挙げられている。しかしメディアで積極的に取り上げられるのは「小児期逆境体験」に分類される親からの虐待などの家庭環境が主で、そのほかに関してはあまり目にしない。彼らはメディアによって「社会の犠牲者」として同情的に描かれるよりも、加害者として批判的に描かれている。この背景には、我々とは異なる「理解できない存在」として、そして前述した自律的存在としての「強い少年像」に基づく犯罪・非行少年観があるように思われる。

3. 現場の支援者の犯罪・非行少年観

非行や犯罪をした少年に携わる仕事は、法務教官、保護観察官、家庭裁判所調査官などの国家公務員に加え、児童自立支援施設や更生保護施設の職員など、様々な人によって担われている。彼らは少年をどのように捉えているのか、福祉、医療、教育の3領域に分けて論じる。

福祉の対象としての犯罪・非行少年

非行少年や犯罪者に対して行われる公的な働きかけの中で、近年特に強調されるのは福祉的な支援である。衣食住が確保されていること、あるいはその確保を可能にする就労は、再犯や再非行のリスクを大きく下げる。非行や犯罪をする人のうち、福祉の対象となる者が一定数いるという理解のもと、刑罰よりも福祉的支援をすることで社会復帰を目指している。法務省ホームページに記載されている取り組みの例として、就労支援や地域生活定着促進事業が挙げられる。²² また、少年院への社会福祉士や精神保健福祉士の配置を行うことで専門的な知識を活かし、よりスムーズに福祉機関等との連携を行っている。

こうしたシステムが構築されていることから、公的な支

援者によって、犯罪・非行少年が福祉的な支援を要する存在としてまなざされていることがわかる。

医療の対象としての犯罪・非行少年

コンラッドとシュナイダー (Conrad, Schneider, 1992) によると、児童・青年の教育・犯罪現象において「逸脱の医療化」が起きている。²³ 医療化とは、それまでは医療的な領域の外にあった現象が医療的な現象として再定義され、医療に組み込まれることである。昨今「逸脱の医療化」が加速する中で、道徳的な問題、刑法上の犯罪とされていた逸脱行動、社会現象が医療の対象とされていく。処遇システムにおいても、医療少年院をはじめとする矯正施設が医療的な視点に配慮した処遇や教育を再体系化し、組織力を向上させるなどの成果を報告している。²⁴

また、学校現場で接する逸脱・非行行動に対して、職員からは「発達障害の二次障害が背景にある場合、通常の生徒指導では効果が乏しいのではないかと疑問を感じる」、「家庭内暴力などの激しい行動化が生じている場合、彼らをどう理解するべきか戸惑う」などの疑問点が報告されている。²⁵

このように、犯罪・非行少年の行為の背景を「病氣」に見いだし、医療的対応を行う動きがある。一方で、従来は家庭のしつけの問題や教育的問題として扱われていた逸脱行動が

「病氣」に分類されることによる現場の困難も存在する。また、ある行為を逸脱と認定する過程は政治的なもので、ある状態を「病氣」と定義すること自体が権力的なふるまいに属するとの主張もあり、評価が分かれている。²⁶

教育の対象としての犯罪・非行少年

少年院出院者の社会復帰における更生保護施設の役割をめぐり（仲野、2017）によると、更生保護施設職員は、社会復帰を目指す環境を「管理的である（＝自由ではない）／管理的でない（＝自由である）」という二文法ではなく、段階的な調整が必要な場として捉える。その上で「更生／立ち直り」という共通の課題に対し、少年が主体的に取り組むことで「自ら『ブレーキがかけられ』る主体への変容」が目指されている。²⁷ こうした管理の程度を調整して主体的な行動選択へと導く過程は、教育を更生につなげられる少年の可塑性や自律性が前提とされている。

小括

貧困に苦しみ医療的配慮を要する「弱い少年像」が念頭に置かれつつも、教育によって自律的に行動選択を行い、立ち直ることが期待・要請される「強い少年像」あるいは「強い少年への変化可能性」が処遇の前提とされているのではない

かと推測する。

筆者が定期的に訪れている施設の職員にも、犯罪・非行の発端を家庭環境や交友関係に認めつつも、少年本人の課題を見つけてそれを前向きに解決していこうという姿勢が見られる。支援者は、少年の「弱さ」（＝恵まれなさ）を十分に認識しながらも、少年本人と関わる際には「強さ」（＝自律性）を積極的に身につけさせようとしていると考えられる。

4. 学生ボランティアと犯罪・非行少年の関わり

更生保護諸活動は、国の機関だけでは十分な効果を挙げることが困難であり、保護司などの更生保護ボランティアと呼ばれる様々な民間の組織・個人が、それぞれの特性を活かし諸活動に積極的に参加している。筆者はそのひとつである「BBS会」⁽²⁾の会員である。BBS会は、少年への学習補助や社会参加活動、社会貢献活動への協力を通じて立ち直りや自立を支援する。²⁸

本章では、ボランティアと犯罪・非行少年の関わりについて読み解くため、活動を経験した学生BBS会員3名に対して実施したアンケート調査を分析する。

	班	性別	年齢	職業	活動歴
A	1	男	20代前半	学生	1年未満（他の活動にも積極的に参加）
B	1	女	20代前半	学生	1年未満（他の活動への参加経験あり）
C	2	女	10代後半	学生	1年未満（少年と接するのは今回が初めて）

図5 ボランティア活動に参加したBBS会員

ボランティア活動概要

2023年11月、試験観察中の少年と、グループでのレクリエーションや、地域にある施設の清掃活動を通じて交流を行った。これは家庭裁判所の手続（調査・審判）の中での確な処遇選択のため、また教育的指導の一環として実施されているものである。

参加者は少年2人（中学生と高校生の男子少年が1人ずつ）、家庭裁判所調査官2人、BBS会員4人（筆者を含む）、少年友の会会員2人^③の計10人である。それぞれを半分に分け、5人ずつの2班編制にて活動を行った。

筆者を除く3人のBBS会員はいずれも活動歴が1年未満で、清掃活動に初めて参加する学生会員である。（図5）

活動参加者へのアンケート

活動終了後、それぞれのBBS会員に対しアンケート調査を行った。質問項目は①「少年と話してみてもう思いましたか」、②「活動で困ったことはありませんか」、③「活動で良かったことはありますか」の3つである。また、後日メールにて④自由記述での感想を募った。④に関しては同意を得られた会員（B、C）のみを対象とした。

なお、少年や会員のプライバシーに配慮し、意味を損ねない範囲で個人が特定されないよう回答に一部修正を加えた。また、括弧内は筆者による意味の補足である。

それぞれの質問に対し、得られた回答は以下の通りである。

①少年と話してみてもう思いましたか。

A…めちゃくちゃ楽しかったです。もっと深く交流したいなと思いました。

B…少年の将来の夢の話聞き、自らの経験から人を支える仕事が出来たという気持ちに共感した。人を動かしたい、成功したいという考え方や向上心に触れ、刺激になった。

C…初めはきちんと活動に参加してくれるか不安だったが、緊張していたけれど、優しく素直で、熱心に活動に参加してくれていて、真面目な子だと思った。

②活動で困ったことはありますか。

A…ないです。

B…（少年の）ネガティブな発言。

C…強いて言えば、共通の趣味などがないときに何の話を振れば良いか（わからなかった）。

③活動で良かったことはありますか。

A…家裁調査官と少年との生のコミュニケーションを見れる貴重な体験だった。

B…同年代として支援してあげているという上から目線な気持ちではなく、コミュニケーションを通じてお互いを理解しようという姿勢をもつことができた。

C…少年と実際に話すことができて良かった。

④自由記述での感想

B…清掃活動には初めて参加させていただきました。初対面のときや施設に着いたとき、「（清掃活動）いやっすね」「早く帰りたいっす」と言っていたため、少し不安に思いつながら、どうやって活動に関心をもってもらおうかと考えていました。しかし、施設の方や友の会の方のお話を相槌を打ちながら聞いていて、社交性が高いと感じました。また、いざ清掃活動が始まると、清掃活動終了後、

家庭裁判所に帰る途中の道でもゴミを拾うほど熱心に取り組んでくれました。

グループワークでは、活動の振り返りを彼自身の言葉で語ってくれました。「良いことをするのは面倒くさいと思っていたけど、やってみたら楽しかった」「良いことを当たり前にできるようにしたい」という彼の言葉が印象に残っています。良いことに対する彼の意志の変化を活動を通して感じられたことに嬉しく思いました。また、将来の話になり、自分の将来はダメだと呟く場面もありましたが、友の会の方が、まだ若いから何とでもなると諭していました。さまざまな経験をなさっている年長者の方の言葉はきつと良い影響があったのではないかと思います。

最後に、活動終了後の振り返りで、調査官の方が、私が「資格取得を諦めかけている」と言ったあたりから、解れてきたとおっしゃっていたことが興味深かったです。模範的でないなければと初めの方は気負っていました。今後の活動でも、健全なモデルということは念頭に置きつつ、自然体でいるように心がけたいです。

C…初めて少年と触れ合うということや年齢が近いこともありとても緊張した。最初は怖いと思っていたが、少年の興味のあることや将来の夢についての話を聞き応援した

いと思った。少年が時々暗い表情やマイナスな発言を見せることがあったが、だからこそ良い面が見えた時にこの活動の意義を実感した。ボランティアの大学生の前だからこそ話せることもあると実感した。小さな発言も見逃さず心の機微を逃さないようにしたい。また信頼関係を築く上で支援をして、あげている」という上から目線は良くないと感じた。偏った視野や考え方に対し色々な視点を提供するようにしたい。そしてそれだけでなく自分も少年から学ぶことができると感じた。1回の交流で少年の考え方を大きく変えることはできないが、ごみ拾いなど小さなきっかけを通していろいろな視点を提供することが少年を変えるきっかけになったり将来やりたいことに繋がったりするのではないかと思った。

小括

3人とも初めての参加であり、特にCはBBS活動自体の経験がなかったことから、最初は緊張や不安を抱えていた様子が見られた。しかし、終わってみると口をそろえて「参加して良かった」と前向きな感想を述べてくれた。

BBSの活動には様々なものがあり、学習補助などは中長期にわたって少年と会員の交流が続くが、この清掃活動は基本的に1回きりの交流である。短い時間の中で、学校のこと、

得意なこと、やってみたいことなど、特に何も決めずにただ話す。Cも言及しているとおり、1日の活動の中で少年も会員も大きく変わるということは考えにくい。だからこそ、何かができるようになることを求めたり、更生に向けて心境を大きく変化させることを目標としたりはしない。裁判所による教育的措置の一環とはいえ、過度に「立ち直り」を要求する／されることのない関わりや、それゆえ対等な関係性を築くことのできる点がこの活動の特徴であるように思われる。

学生ボランティアの少年への向き合い方

BBS会是有志のボランティア団体であり、また入会したからといって活動に強制力はない（清掃活動の場合、筆者が活動の都度募集をかけ、希望者が参加するシステムをとっている）。そのため、参加者は少年との活動に興味がある人、モチベーションのある人に限られる。

筆者は当初、彼らの参加動機として「少年は弱い存在であるから支援したい／しなくてはならない」という価値観をもっていると予想していた。1～3章において「弱い／強い少年像」という分類で人々の少年への意識を論じたが、これに則ると、自らの意志で、しかも無報酬で更生保護に携わろうとする人々には、支援されるべき「弱い少年像」のイメージがあるのではないかと考えたのである。しかしアンケート

調査の結果、犯罪・非行少年観を「弱い／強い」という二項対立で捉えること自体に疑念が生じた。BBS会員の態度は、少年のことを弱い存在だから支援してあげている、というもので、強い存在を目指すべき、あるいは強い存在だから罰せられるべき、というものでもない。「更生」を全面的に押し出すことはなく、それゆえ何の施しも、変化要請もしていないのである。彼らはこの「弱い／強い」の対立を超越し、少年に対するまなざしをそのまま自己に向け、内省的態度をとっている。

たしかに活動を始める出発点として「支援したい／しくはないではない」という感情がある可能性はある。しかし、Bの「自然体でいるように心がけたい」、Cの「支援をしてゝあげている」という上から目線は良くない」などの記述からは、対話、交流によって「支援する／される」といった一方的な関係ではなく、対話を通じたフラットな関係性を構築していることがわかる。彼らは最初、模範的な成長モデルでなければいけないと気負っていたようだが、少年との交流や調査官とのコミュニケーションの中でその意識は解消され、ありのままの態度で接するようになっていった。何か具体的な支援をするわけでも、立ち直ることを要請するわけでもない、ただ少し年上の話し相手という立ち位置である。

またAの「もっと深く交流したい」、Bの「コミュニケーション

ンを通じてお互いを理解しようという姿勢をもつことができた」、Cの「少年の興味のあることや将来の夢についての話を聞き応援したいと思った」などの記述からは、対話を重ね、互いに感情や経験を分かち合い、一緒に考えながら相互理解と信頼関係を形成していく様子がうかがわれる。

そしてBとCは少年の「暗い表情」や「ネガティブな発言」を垣間見たと述べる。少年が自身の非行について後悔し、将来に希望が持てないと話す場面も見られたが、会員は慣れないながらも、逆に慣れないからこそ、それを真摯に聞き、誠実に受け止めようとしていた。ただ掃除をして、うわべだけの会話をして終わり、というのではなく、ネガティブな内容だったとしても素直な発言が出てきたことは、安心して対話のできる空間づくりができた証左であろう。短期的な関わりであることが了解されており、犯罪や非行を責めたり、更生を要求してきたりしない大学生相手だからこそ言える本音のようなものがあるのかもしれない。

会員はこうした関わりを通じて、相手から学ぶ姿勢を持っていることもわかる。それはBの「考え方や向上心に触れ、刺激になった」、Cの「自分も少年から学ぶことができる」などの記述に見て取れる。今頑張っていることや、これからやりたいことについての会話は、あらかじめ話す内容を設定していたわけではないにもかかわらず、2班ともに共通して

見られた。将来についての希望を聞くと、同じ若者として刺激をもらい、不安や絶望を打ち明けられたときは、戸惑いながらも自分なりに考えて価値観を共有していた。ここに「共に考え、学び合う」というBBS活動の理念の実践が行われているといえるだろう。

おわりに

少年法厳罰化の議論に見られたように、犯罪・非行少年の捉え方は立場によって様々である。この論文では、少年法改正自体の是非に答えを出すことはしない。ただし、単に罰を重くすれば犯罪や非行が防げるというわけではないという点は主張しておきたい。重要なのは罰の軽重ではなく、社会全体が少年とどう向き合うか、そして少年がどんな出会いを経験するかである。

「日本の針路、この考えはどうだ！」という主題に引きつけると、日本の針路は少年の立ち直りを応援できる社会であるべきだと主張する。今の世論は少年の過ちを許さない傾向が強く、刑罰によって犯罪や非行を抑制しようという風潮がある。2章で扱った世論調査の結果からも、市民は再犯防止の取り組みを十分に理解しているとはいえず、また当事者に

対する不寛容がかなり存在することが推測される。しかし、更生保護活動は社会全体の協力があって初めて効果を発揮する。社会の側がステイグマを強調し少年を排除しようとするれば、「犯罪・非行少年」のレッテルを貼られた彼らが再犯に走ってしまうことは想像に難くない。

このように、市民の社会内処遇に対する無関心あるいは忌避感が高いなか、民間ボランティアは市民と支援者の橋渡しをする可能性を秘めている。2章、3章の分析からは、市民と支援者の少年に対する意識に相違があることがわかった。それに対し、4章で扱ったBBS活動の事例からは、両者をつなぐ可能性がうかがえる。アンケートで「最初は怖いと思っていたが、少年の興味のあることや将来の夢についての話を聞き応援したいと思った」と答えた学生ボランティアは、少年に対する「忌避」「包摂」の両方の感情を経験している。そして、3人全員の感想からは、彼らが逸脱者のラベリングを介さず、少年を1人の人間として受け入れていることが読み取れる。ここに、社会全体で更生保護を行うためのヒントがあると考ええる。

少年の更生には、個人が反省と償いを経て立ち直りへと踏み出すことはもちろんだが、社会全体でそのプロセスを支援し、もう一度社会に包摂することも必要である。そのためには、社会の側の変容も求められている。我々のすべきことは、

過度な断罪ではなく、包摂への理解とサポートである。

注

- (1) 犯罪や非行などの逸脱行動の原因は先天的な異常にあるのではなく、後天的に学習されると考える学習理論は性善説を前提としており、これと対立する。
- (2) 「友愛とボランティア精神に基づき、子ども・若者一人ひとりを人として尊重し、同じ目の高さで共に考え、学び合うこと」を理念とし、少年の立ち直り・自立支援や非行防止活動（BBS活動）を行う青年ボランティア団体。「BBS」は「Big Brothers and Sisters」の略称。家事調停委員が活動の中心となり、非行少年の更生を援助するボランティア団体。
- (3)

引用・参考文献

- 1 矢島正見、2020、『社会学としての犯罪社会学——犯罪・非行・逸脱・病理研究の裏街道をゆく』、一般財団法人青少年問題研究会
- 2 Merton, Robert King, 1957=1961、森東吾、森好夫、金沢実、中島竜太郎、『社会学論と社会構造』、みずす書房、121—178
- 3 米川茂信、1996、『学歴アノミーと中・高生非行』、『犯罪社会学研究』、21、118—144
- 4 Cohen, A. K., 1955, Delinquent boys: The culture of the gang, Glencoe, IL: Free Press, Conrad, Peter and Joseph W. Schneider, 1992=2003、杉田聡、近藤正英、『逸脱と医療化』、ミネルヴァ書房
- 5 H. S. Becker, 1973=2011、村上直之『完訳アウトサイダーズ：ラベリング理論再考』現代人文社、8
- 6 Hirschi, Travis, 1969=1995、『非行の原因：家庭・学校・社会へのつながりを求め』文化書房博文社
- 7 Gottfredson, Michael R., Hirschi, Travis, 1990=2018、大淵憲一、『犯罪の一般理論 低自己統制シンドローム』丸善出版
- 8 Marcus Felson, Lawrence E. Cohen, 1980, Human Ecology and

Crime: A Routine Activity Approach (Human Ecology Vol. 8, No. 4), 389—406

- 9 George I. Kelling, Catherine M. Coles, Fixing broken windows: restoring order and reducing crime in our communities, 1996=2004、小宮信夫、『割れ窓理論による犯罪防止：コミュニティの安全をどう確保するか』文化書房博文社
- 10 大阪商業大学 JGSS 研究センター、2018、『JGSS-2018G「第12回生活と意識についての国際比較調査」』
- 11 岡邊健、2022、『犯罪・非行からの離脱（デジスタンス）』、ちとせプレス
- 12 内閣府、2015、基本的法制度に関する世論調査（平成26年11月調査）
- 13 内閣府、2015、少年非行に関する世論調査（平成27年7月調査）
- 14 警察庁、2023、『令和4年の犯罪情勢』
- 15 内匠舞、2017、『少年法の適用年齢下げをめぐる議論』、『調査と情報＝Issue brief』、国立国会図書館調査及び立法考査局
- 16 法務省、2023、『令和5年版犯罪白書』
- 17 内閣府、2002、『平成13年版青少年白書』
- 18 牧野智和、2006、『少年犯罪報道に見る「不安」——『朝日新聞』報道を例にして』、『教育社会学研究』78、129—146
- 19 赤羽由起夫、2013、『なぜ「心の闇」は語られたのか—少年犯罪報道に見る「心」の理解のアノミー—』、『社会学評論』、64、37—54
- 20 土井隆義、2012、『少年犯罪（減少）のパラドクス』、岩波書店
- 21 鈴木智之、2013、『心の闇』と動機の語彙—犯罪報道の1990年代—、青弓社
- 22 Slovic, P. 1987, Perception of risk, Science, 236, 280—285
- 23 向井智哉、藤野京子、2021、『少年犯罪に対する厳罰志向性と犯罪不安および被害リスク知覚の関連—先行要因としての子どもイメーシに着目して—』、『実験社会心理学研究』、60（2）、100—112
- 24 法務省HP「再非行防止に向けた取組の充実」https://www.moj.go.jp/kyousei/kyousei03_00021.html（2024年1月6日閲覧）
- 25 Conrad, Peter & Schneider, Joseph. W., Deviance and Medicalization: From Badness To Sickness, Temple University Press, 1992=2003、進藤雄三、杉田聡、近藤正英、『逸脱と医療化—悪から病へ—』、

- ネルヴァ書房
- 24 向井義、2003、「少年院という社会の開発と処遇システムの再構築―宇治少年院における教育及び社会学的実践を通して」、高島昌二『福祉と政治の社会学的分析』ミネルヴァ書房、186―215
- 25 斎藤富由起、2022、『発達障害の二次障害としての非行・逸脱行動への学校現場の対応 特別支援教育の心理学』萌文書林
- 26 井上芳保、2013「医療化する社会は何をもたらすのか―編著『健康不安と過剰医療の時代』の出版の後で」『現代社会学研究』26、103―112
- 27 仲野由佳理、2017、「少年院から社会への移行における更生保護施設の役割…更生保護施設職員の語りにみる「矯正教育における変容」のその後」、『教育學雜誌』53(0)、33―48、日本大学教育学会
- 28 日本更生保護学会、2021、『更生保護学事典』、成文堂